

1 人口問題の人類学的基礎理論に関する調査研究

2 人口増殖力に関する人類学的調査研究

3 ※血族結婚に関する人類学的調査研究

4 民族混血に関する人類学的調査研究

5 農村人口の文化人類学的調査研究

## 二、民族問題に関する調査研究

1 民族文化の人口現象に及ぼす影響に関する調査研究

2 諸民族の産児制限に関する民俗史的調査研究

3 民族人口の交流及び移植民に関する社会生物学的調査研究

4 各国の民族政策に関する調査研究

5 ※民族資質からみた人口の国際移動に関する調査研究

## 三、民族素質に関する人口生物学的調査研究

1 民族活力に関する調査研究

2 精神作業能力を中心とした民族性格の識徴に関する調査研究

3 ※児童の発育並びに知能に関する優生学的調査研究

4 墮胎が民族素質に及ぼす影響に関する調査研究

5 戦争が民族素質に及ぼす影響に関する調査研究

6 ※出産順位からみた子女の質的差異に関する調査研究

7 民族優生政策に関する調査研究

## 四、民族出生力に関する人類学的調査研究

1 体力並びに疲労に関する調査研究

2 ※年令別出生力に関する生物統計学的調査研究

3 類型別体構からみた出生力の差異に関する調査研究

4 民族の質的接触と出生力の変化に関する調査研究

5 食生活が出生力に及ぼす影響に関する調査研究

## 五、民族の逆淘汰に関する人類学的調査研究

1 産児制限と逆淘汰に関する人類学的調査研究

2 民族人口の老衰過程に関する人類学的調査研究

3 ※資質からみた人口の分布に関する社会人類学的調査研究

4 民族の移動性と自然淘汰に関する調査研究

5 民族素質の遺伝形態に関する調査研究

## 六、民族人口の社会生物学的機能構造とその効率に関する調査研究

1 ※人口の社会生物学的機能構造に関する基礎理論的調査研究

2 人口の再生産機能が全機能活動中に占める意義及び割合に関する調査研究

3 ※先天的並びに後天的疾患が人口の機能活動に及ぼす影響に関する調査研究

4 職能機能別にみた差別出生率、疾病率及び死亡率に関する調査研究

5 人口の社会生物学的機能構造の進化に関する調査研究

## 七、その他 する調査研究

1 ※人口の育成に関する基礎理論的調査研究

2 地方別民俗生態の差異からみた産児制限思想の実態に関する調査研究

3 栄養資源の見地からみた人口収容力の実態に関する調査研究

4 ※都道府県別にみた日本人の混血実態に関する調査研究

## 人口問題審議會の設置とその建議

人口問題の重大化する事情に対処し、政府は昭和二十四年六月各界の専門有識者を委員として人口問題審議會を設置したが、同会は昭和二十四年六月以降十数回にわたり審議を行い、同年十一月会長戸田貞三博士の名において総理大臣にあて建議書を提出した。その全文を掲げれば以下のとおりである。

### 人口問題審議會建議

本審議會は、昭和二十四年六月十五日、第一回總會を開催し、審議の基本方針について討議した結果、現下の人口問題は、人口収容力に関する問題と人口調整に関する問題との二大焦点にあるとの結論に達したので、人口収容力に関する小委員会と人口調整に関する小委員会との二つの小委員会を特設し、それぞれの課題について審議を行うこと十回、人口調整に関する小委員会を開催すること五回に及び、その間五回の總會を開催して慎

重に討議をつくし、両小委員会とも、この程、一応の結論に到達したので、こゝに両小委員会の決定したところを相あわせ、別紙の通り建議する次第である。

この建議は、差当り、本審議会が到達した一応の結論を取まとめたに過ぎらないものであつて、本審議会は、問題が極めて複雑多岐にわたり重大である点に鑑み、今後も審議を継続する豫定であるが、政府はさらに強力な総合的委員会を常設し、問題の解決に資することを切望する。

別紙

### 人口収容力に関する建議

戦後のわが国においては、一方、出生率が高まり、死亡率が低下して、人口の自然増加率が著しく大となり、また大量の在外邦人の引揚げが行われた結果として、人口が激増するとともに、他方国土の大部分と、資本とを失ない、また国際経済からほとんど孤立する状態に陥つて、実質所得水準が著しく低下した。これが一般に人口過剰の意識を強め、人口問題の解決が深刻緊切に要請されるに至つたゆえんである。

しかし、この問題を充分に解決することは、決して容易ではない。産兒調節の普及徹底によつて人口そのものを調整することの必要であることは、別に建議する通りであるが、そのみでは今日および将来にわたつて人口過剰の問題を解決するに足りない。何となれば、産兒調節が徹底的に行われるとしても、少くとも今後二十年間、可働人口が激増して、労働市場を一そう強く圧迫することになると認められるからである。

したがつてこの問題を解決するには、産兒調節の普及徹底による、人口増加の抑制に努めるほか海外移住とあわせて、国内産業および国際貿易の再建振興によつて、人口の収容力、すなわち、生産力の回復発展に努めるとともに、国民生活の安定について、特に配慮する必要がある。

#### 一 国際貿易の再建振興

人口収容力の再建発展のためには、国内における資源の開発、産業の振興に努めなければならぬが、むしろその前提として、平和的な国際貿易の回復振興を通じて、国際分業関係を再建することに努めなくてはならない。このためには、当面、次の諸方策が実現されるように努力する必要がある。

- (一) 海外事情の調査機能を擴充強化すること。
  - 邦商の海外渡航および海外営業所の設置などによつて、いわゆる「めくら貿易」の弊を除去すること。
  - (二) 内外にわたつて貿易機構を擴充充実すること。
  - (三) 貿易金融関係を改善すること。
  - (四) 交易条件を改善して外貨手取率を多くするようにすること。
  - (五) 邦船の海外就航を可能にすること。それとともに、再保険事業および観光事業などによつて、貿易外収入の増加に努めること。
- このためにはわが国の造船業の回復発展に努めることが特に必要であるが、差し当り、外国船の買入れまたは傭船が可能になるようにすること。

(六) 貿易協定の締結を一そう促進すること。

(七) わが国の輸出が再びソール・ダムピンクの批難をうけることがないようにするために、国内労働条件の一そうの改善に努めること。

(八) 単なる経済上の競争の理由に基づくように見られる国際貿易上の制限は、出来得る限り速かにこれを撤去すべく要望すること。

また将来にわたつてわが国の貿易が順調な回復発展をするには、特に次のことが実現されるように努めなくてはならない。

- (一) 特に世界経済の主導国がその国際通商政策において、世界不況の克服に主導的な立場を採ること。
  - (二) 現下の国際通貨の問題が解決されること。
  - (三) 世界、特に経済的にわが国と関係の緊密な東亞諸国に政治的な安定が確立されること。
  - (四) 現在の双務貿易体制では、二国間において決済を必要とするために、貿易量の充分な増加を期待することが困難であるから、多角貿易体制に改められるようにすること。
- しかし、従来の経験によると、一国が不況に陥つた場合に、その国が輸入を抑制し、反対に輸出を増進することによつて、それを克服しようとすることが多いために、多角貿易体制の下では、双務貿易体制の場合と異なつて、一国の不況が直ちに世界不況を誘発するおそれが大である。したがつて、多角貿易体制を確立して、貿易の回復発展を期するには各国が不況の場合に、その国内需要を増進す

る方策を採つて、徒らに輸入制限、輸出増進の政策を用いないようにされなくてはならない。またこの場合には特に世界経済の主導国がこの政策を率先採用することが必要である。

(五) 原材料および石油その他の燃料の供給が確保されるように諸外国の協力が得られること。

(六) 特にわが国と経済的に密接な関係にある東洋諸国の開発および工業化が進行して、それらの諸国における国民の一般的な生活水準が向上すること。

しかし、これらの多くは、今日の実情から見ると、いずれもその解決が容易でないばかりでなく特にわが国のみで自主的に解決することはほとんど不可能に近い問題であるから、出来得る限り、海外諸国の深い理解と強い協力とを得ることに努めることが、何よりも肝要である。

## 二 国内産業の再建振興

人口収容力を再建するためには、国際貿易の回復発展と並んで、極力国内資源の保存、有効利用および開発と産業の再建振興とに努めなくてはならない。

(一) 農業生産については、農産物の国内自給度を維持増進するために、開、干拓適地の利用等による耕地の擴張と、農業の集約化を一そ増進することによつて、反当収量を増大することに努めなくてはならない。

しかし、その結果、生産費が一そう高くなつておそれがあるばかりでなく、わが国の農業

はすでにより粗放的な海外農業の競争に苦しんでいるのであるから、今後、海外農業国との競争に堪えうるようにするために、次の諸方策を採ることが必要である。

(イ) 戦後において特に顯著になつた農家経営の自給経済化の傾向をなるべく是正するようになすこと。

(ロ) 海外農業の競争に有利に堪え得る種類の作物または競争を受けることの比較的少ない種類の作物に転換すること。

(ハ) 農業への資本投下を促進して、農業の有機化および機械化と、灌漑排水および土地改良とを促進すること。

(ニ) 品種の改良および病虫害駆除法の発達普及を一そ促進すること。

(ホ) 樹木作物の栽培、山岳地帯利用の農法を奨励すること。

(一) 肥料の低廉化を図り、特にバクテリア利用の方法を奨励すること。

しがしながら、将来において激増する可働人口を農業において、収容することはできない。むしろ戦後に至つて一般生産性低下のために激増した農業の人口収容力は、必ずしも合理的な努力使用ではないから、経済回復の上昇につれて或程度抑制せしめることが必要であると考えられる。

(二) わが国では、食料その他の供給について特に水産資源に依存することが多いから、今後は出漁許可地域が擴張されるように努力するとともに、海洋調査による漁獲高の増加、海

面利用の養殖等によつて、その生産物を出来得る限り増加するようにならなくてはならない。

(三) 戦後、わが国の産業においては、生産施設が著しく減少している上に、その残存施設もすでにかなり老朽しているから、それらの施設を更新、擴張することが必要である。

したがつて、このためには、極力貯蓄を奨励して、資本の蓄積に努めなくてはならない。

しかし、貯蓄と資本の蓄積とは、生活水準の低いところでは、如何に努力しても、その量において一般に大なることを望むことが困難であると考えられるから、差し当り、外資の導入に努力することが望ましいが、この外資の導入については、それを可能にするための前提として、資本の投下に有利にして、かつ政治的および経済的に安定的な状態を創出維持することに努力しなくてはならない。

(四) わが国は産業の回復発展のために必要不可欠な原料をよび動力に乏しいが、利用し得る資源が全くないわけではないから、国内においてその充分な開発利用のために特別の努力をすることが必要である。特に動力資源については、水力電源の開発に努めるとともに、原料についても新にこれに代る資源の発見活用に努めることが必要である。

しかし、それとともに、必要な原材料および燃料の供給が確保されるように、諸外国の協力を得ることに努めなくてはならない。

(五) わが国産業の特に重要な輸出市場と見られ

る東亞諸國が次第に工業化する傾向にあることに鑑みて、わが國の産業は、それに應じて逐次、その生産品を高級化するとともに、工業生産の重心を輕工業生産から重化学工業生産に、また消費財工業から生産財工業に移すことを考慮しなくてはならない。

同時にまた、わが國産業および貿易の現状に鑑みて、纖維工業および雜工業等の發達に遺憾なきようにするとともに、一般中小工業の維持發展について格段の考慮を拂う必要がある。

(六) 産業の再建振興のためには、経営の合理化技術の改善向上に特に大きな努力を拂わなくてはならないが、それとともに、外國の技術および機械の導入に努めることが必要である。

(七) また産業の再建振興のためには、國民の勤勞意欲を高めて勞働の生産性を増進することが必要であるが、このためには、従来の身分的な家族主義の精神に代つて、民主主義の精神が國民の日常生活の中にまで透徹するようにすること。旧來の事業一家の精神の上に立つた勞資關係を自主的、自律的な人格の間の機能的なものに改めようとする。それとともに自助的、自律的な健全な勞働組合の發展を促進することに努めなくてはならない。

### 三 社会的安定性の確保

人口収容力の再建に當つては、特に社会的な安定性を維持確保することに留意しなくてはならない。失業の發生を防止するためには、完全雇用政

策を採用して、勞働に對する有効需要を維持増進するとともに、勞働市場を改善し、失業保險制度を擴張し、失業者を救済することが必要である。しかし、わが國の現状では、失業が「潜在化」してそれが顕著に転化する傾向が強い。したがつて失業対策とあわせて、社會保障制度、最低賃金制度を確立するとともに、國民所得の公正な分配に努め、消費生活、特に國民榮養の合理化に努力することが必要である。

### 四 海外移住

將來における可働人口の激増の傾向に鑑み、平和的な海外移住について諸外國の理解ある協力を得ることは、たとえその当初にあつては、それによつて海外に移住することのできる者の数が少ないとしても、わが國においての人口の過剩感を緩和する上に、極めて大きな効果があるといふことができる。

元來、外國領土への移住は、その移住者受入國の事情によつて決定されるものであるが、未開發地域の經濟的開發は、結局、世界平和、人類の福祉に貢獻するゆえんであるばかりでなく、資源が豊かであつて勞力の乏しい國に對して、その反對の状態にあるわが國がその相手國の求めるごとき種類及び数の「平和的にして勤勉有能な勞務者」を送り出すことは、彼我全くその利害を同じくするものといわなくてはならない。

しかし、世界の現下の情勢の下においては、このことを實現する上において幾多の困難があると考えられるから、わが國は、当面、まず相手國の要望に應じて、優秀な技術者および熟練勞務者を

送出して、その國の經濟的發展に資するようにするとともに、今後は常に誠意をもつて、世界の世論を喚起し、國際連合、國際勞働機關、その他これに關係ある諸機關の活動を促すように努力しなくてはならない。

### 五 要約

これを要するに今日の我が國の人口問題は、戦後において、生産力が著しく減退した結果としてすでに國民の實質所得水準が顯著に低下している上に、さらに今後人口増加が豫想せられる場合には、國民の生活水準は、このままでは一そう低下せざるを得ないといふことにある。

したがつて、敗戦後の今日においては、極めて困難なことではあるが、まず何よりも生産力の回復増進に努めなくてはならない。そしてそのためには、その前提として、貿易の復興、海運の伸張を図ることが必要である。

もつとも國土の開拓、食料の増産が人口収容力の回復のために最先の急務であることは特に指摘するまでもないが、それによつて農業が一そう多くの人口を收容し得ることを期待すべきではなく、その生産性を高め農業人口の或程度の減少を豫想しなくてはならない。

したがつて、輸出の振興および原料などの輸入と相まつて、農業以外の産業の回復發展を期するのでなくては、人口過剩の問題を解決することは到底望むことができない。

### 参 考

(一) 今日人口問題の根本は、わが國の人口がその總數において現在すでに甚しく過剩になつ

でいるというだけではなく、生産年令人口（一五—五九才）が今後約二十年間にわたつて、出生率の如何にかかわらず激増するという点にある。すなわち、生産年令人口の年平均増加は、大正九年から昭和五年までにおいて五二万人、昭和五年から同十五年までにおいて四〇万人であり、昭和二十年から同二十四年までにおいては八一万人（引揚者をも含む）、昭和二十五年から四十年までにおいては一〇三万人と推計される。

(二) 「失業者」の数は、「労働力調査」によると戦争直後の昭和二十一年十月においても一四九万人で、年令一五才以上の「労働力人口」三、一八九万人の四・七％にすぎない。またその後著しく減少して、昭和二十三年十月にはわずかに三〇万人で、「労働人口」三、六五〇万人の一％にもおよばないのであつて、ほとんど「完全雇用」の状態にあるように見えるが、これでもつて、わが国の人口が過剰でないということはできない。

わが国では、今なお「営利」ではなくて、家族の「生計の資」を得ることを目的とした「家族経営」が広く存在して、昭和二十二年の国勢調査によると、就業人口の約六〇％がこの「家族経営」に属している上に、「営利」を目的とした「企業経営」の場合においても、労資の関係が「家族主義の原理」の上に立っているために、人口が過剰である場合にも、二十世紀の西欧諸国および米國などにおけるように、そのことが「失業者」の増加となつて現われな

い。実質所得または実質賃金を低下することによつて一慮就業することになるからである。

(三) わが国における人口過剰の事実は、実質所得の甚しい低下の中に現われている。経済安定本部総裁官房調査課の調査によると、人口一人当りの実質所得は、昭和五十九年を基準（一一〇〇）として、昭和十五年が一二一、昭和二十二年が五九ということになつてゐる。

したがつて、この計数から逆算して、仮りに実質国民所得の総額に変化がないとして、しかも一部のものが平均的に、昭和五十九年の実質所得水準を維持したとした場合でも、昭和二十二年において、二、九九七万人、昭和十五年の実質所得水準を維持したとした場合においては、実に四、〇〇〇万人の人口が無所得になるという計算になる。

(四) しかるに、わが国における人口の発展の跡を見ると、出生率は、大正九年の人口千に付三六・三から昭和十八年の二九・五に低下し、死亡率は、同一期間に人口千に付二五・四から一五・九に低下している。

戦後には、死亡率は引続き顯著な低下をなし昭和二十三年には人口千に付二二・〇という極めて低い率になつてゐる。これに反して、出生率は昭和二十二年が人口千に付三四・五、同二十三年が三三・八という昭和の始めの頃の高い率になつてゐるが、これは主として戦後にみられる一時的な性質のものである。

したがつて、わが国の出生率は、今後、大正九年以降の長期的、すう勢的な低下の傾向を再

び続けることになると考えられるが、その場合においても、計算の結果によると、人口はなお増加を継続する。出生率および死亡率が長期的、すう勢的に低下する結果として、人口の中で年令のより高い者の割合が増大するために、少くとも今後の二十年にわたつて、可働人口が総人口の増加する以上の割合で激増して労働市場を著しく圧迫することになると推測される。

(五) 大正九年から昭和九年までの十四年間の人口増加割合は二二％であつたが、昭和十年から同二十四年までの十四年間のそれは二〇％に下つてゐる。戦後の異常に高率な人口増加は引揚超過による一時的な人口移動と戦後の「遅らされた」自然増加との競合によると考えられる。

(六) 戦後のわが国において人口一人当りの実質所得が急激に低下して、人口が過剰になつたのは、一つには戦時および戦後における消耗、破壊等、資本設備の激減にもよるが、それよりも一そう根本的な原因は、戦後にいたつて貿易がほとんど絶えたために、戦前の産業におけるより高い生産性を可能にしてきた「国際分業の利益」が失われて「分業および大量生産の利益」の実現が著しく制限されたから、生産性が甚だしく低下したことに基いてゐるということができる。

(七) 戦後のわが国ではこのように実質所得水準が低下した結果として、人口の産業構成の上にも異常な変化が生じてゐる。

まず第一に明治初年から昭和十五年までについてみると、農業人口は全く停滞的に、

四〇〇万人を上下したのに対して、工業、商業、公務自由業などの非農業人口は、引続き急激に増加した。すなわち、有業人口中の割合において、工業人口が三・八%から二五・〇%に、商業人口が六・九%から一五・〇%に、公務自由業人口が〇・七%から六・八%に、それぞれ増大しているのに対して農業人口の割合は七七・一%から四二・六%に低下している。

しかるに、今次大戦後になると、昭和二十二年には、同十五年に比較して、農林業人口が一躍三二六万人、二三・六%の大増加をした結果としてその有業人口に占める割合が第一次大戦直後の時代のそれに高まつているのに対して、農林業以外の人口では、鑛業人口が七万人、一一%、建設工業人口が三三万人、三三%、運輸通信業人口が一五万人、一一%、自由業人口が一九万人、一五%、公務自由業人口が三七万人、六七%、合計一一一万人を増加しているが、製造工業人口は一三五万人、二〇%、商業人口は一三〇万人、三六%、サービス業人口は一二二万人、合計実に三六五万人を減じている。

戦後のわが国で人口の産業別の構成がこのように異常な変化をしたのは、主として国際貿易がとだえたことによつて国際分業の利益がなくなつたために生産性と、したがつてまた実質所得とが甚だしく低下した結果である。実質所得が増加する場合に、需要の構造が食料品に対するものを主としたものから工業製品とサービスに対するものを主としたものに変化するということは、周知の通りで、これは前者に対する需要が非弾力的で実

質所得の増減に応じて増加または減少することが少ないのに対して、後者に対する需要が概して弾力的であるからである。

したがつて、今後においてわが国産業の生産性が回復増進して、実質所得水準が高まることになれば、農業人口の割合は再び低下することになると見なくてはならない。

#### 人口調整に関する建議

わが国の経済再建と公衆衛生の向上に憂慮すべき影響を与える人口の激増を防止し、健康で文化的な生活の実現を期するため、各夫婦が受胎調節の方法によつて、自由かつ自主的に産児数を調整しようように、これに必要な知識の供給と、実施の適正化を図り、またこれがひろく国民の各階各層に普及するよう指導する必要があると認める。

右の目的達成のために、特に左の点に留意することが必要である。

(イ) 全国保健所、優生結婚相談所、その他関係機関の急速な整備と動員、またこれらの機関の実務担当者の養成訓練、また全国医育機関の人口問題、家族計画、優生保護、産児調節技術に関する教育を行う必要がある。

(ロ) 産児調節の普及と利用の最も困難な階層に対しては、特にこれが啓もうに努力するとともに、生活保護法の一部改正等により、適正な薬剤器具を無償に入手し得るよう、積極的措置を講ずることが望ましい。

(ハ) 人口問題に関する行政事務を専管する部局を創設し、全国にわたつて家族計画、優生保護

事業等の指導を行うことが必要である。またこれに関連して、人口問題研究所、並びに国立公衆衛生院の關係業務を強化擴充し、人口行政の綜合運営の実を挙げることが望ましい。

(ニ) 受胎調節の知識の供給、またこれが実施の普及を講ずるに當つては、社会の善良な風俗の保存の障害とならないよう注意することが必要である。

#### 説 明

##### 一、人口増加のすう勢

わが国の人口は昭和二十三年八月一日現在の常住人口調査で八、〇二二万人であつて、昭和二十三年における自然増加は一七五万に達した。この増加人口は、ほぼ大阪市の人口に近いものであつて、国民一般に大きな衝動を与えたが、この際国民の知ろうとするところは、これは戦後の一時的現象であるか、それとも、今後、相当の期間、継続するかということであり、若し継続するとすれば、どういふ結果になるかということであろう。本審議会は、これらの諸点について研究と検討とを行つたが、第一に必要なことは、昭和二十三年の人口増加の大部分を占める自然増加の二要素、出生と死亡との各々について、その性格を明らかにし、かつその動向に関する将来の見通しをつけることである。

まず、出生率についてであるが、昭和二十二年の三四・五は、終戦直後の人口動態統計の空白時代を考慮に入れても、戦後における最高であつたことは確實である。これは専ら復員引揚者の急増による集中的な出生と戦後の婚姻率の高まりに伴

う出生増加に基づくのである。

しかるに、昭和二十三年に至つて、それが三三八に低下したことは、すでに戦後の影響の脱却に、一步をふみ入れたものと見得る。しかれば、今後、何年にしてわが国は、この戦後の影響から脱却し、平常の型に復帰するであろうか。本審議会は種々の要素、特に前大戦後のイギリス、フランス、ベルギー、オランダ、イタリー等の戦後の動態率推移の形態を研究し、これを参考として勘案した結果、わが国の出生率は、昭和二十六年に至つて、ほぼ戦後の性格から脱却し、その後は戦前十数年間の傾向を追つて徐々に下るものと思われる。

次に、死亡率についてであるが、昭和二十三年の二・〇は、実に、わが国未曾有の低率であつて、公衆衛生の勝利を思わせるものである。

本審議会は、その原因を明らかにするために、昭和二十三年の死亡率を死因別に分析し、その各々について考察を加えた結果、主として急性および亜急性伝染病、ならびに肺炎等による死亡の急速な改善に基づくと明らかとなつた。例えばこの年の死因別死亡率を昭和十年のそれに比較すれば、腸チフスは五分の一以下、赤痢およびフテリヤは三分の一以下、胸膜炎および肺炎は二分の一以下に減じている。そしてこの成果を勝ち得た理由は、主として戦後連合国軍の推進力と関係当局の努力によつてもたらされた世界の最高水準を行く公衆衛生の新規格、また新發明にかゝる伝染病に卓効ある諸薬物の輸入と、その適用等の奏効に基づくものである。しかればわが国死亡率は

将来どのような推移をたどるであろうか。本審議

会は、総死亡率を死因別に分け、その各々について、その将来に関するおおよその見通しをつけ、再びこれを総合計測した結果、今後、年によつて一上二下は免れ難いが、全体としては極めて徐々に、さらに低下に向うものと考えられる。例えば結核は、わが国では、死因別死亡の第一位を占めたがつて総死亡率を大きく動かす重要な要素であるが、これは、前記昭和二十三年の大低下をもつてしても、昭和十年のそれにくらべて僅かに五%の改善を見ているに過ぎない。しかるに、他面わが国現下の公衆衛生施設は、全国七百の保健所の整備とともに、次第に普及しようとしている。そこで、もし結核による死亡率が、わずかでも改善せられるならば、死亡率は、大中に動かされ、こゝに再び相当の低下を来すことが考えられる。(結核死亡率を一%減ずることも腸チフスを一〇〇%減ずると同様の影響を、総死亡率に及ぼす)

この見解の下に本審議会は昭和三十年までの人口を推計してみた。その結果は下表のようである。

本表の推計によると、わが国の出生率は、昭和三十年には約二六・〇となり、死亡率は一〇・〇となる。また自然増加率は二十六年までは、急速に減ずるが、その後は、当分約一六を維持する。そして人口の総数は、二十六年に八、五〇〇万を三十年に九、〇〇〇万を突破することになる。

それゆえに、産兒調節について特別の措置を講ずることなく、自然の推移にゆだねるとしたならば、人口はおおむねこのような形で増加するもの

年次	出生率	死亡率	自然増加率	人口(単位千)
昭和23年	33.8	12.0	21.8	80,217
〃 24年	31.2	11.7	19.5	81,969
〃 25年	29.0	11.4	17.6	83,571
〃 26年	27.0	11.1	15.9	85,044
〃 27年	26.8	10.8	16.0	86,397
〃 28年	26.5	10.6	15.9	87,778
〃 29年	26.3	10.3	16.0	89,177
〃 30年	26.1	10.1	16.0	90,601

と思われる。

本年七月、総司令部経済科学局発行の日本経済統計月報第三四号第三編の中にも、日本の将来人口の推計が発表されている。年令別特殊出生率や死亡率をも計算に入れて、産兒調節が極めて激烈に起つた場合、中等度に起つた場合、および特別の措置を講じないで自然の推移に委ねられた場合とに分けて推計しているが、最後の場合は、本審議会の推計と一致するので、その数字を左に示す。

この表によると、昭和三十年の人口は、やはり九、〇五三万となつていて、本審議会の推計の結果とほとんど一致している。なお、この推計によ

年次	人口総数 (単位千)
昭和23年	79,129
〃 24年	81,192
〃 25年	83,097
〃 26年	84,569
〃 27年	86,042
〃 28年	87,525
〃 29年	89,028
〃 30年	90,531

ると、昭和三十七年に日本の総人口は一億に達することになつてゐる。これによつても、日本の人口は、二一三年後には八千五百万台に、昭和三十年には九千万台に、さらに十数年後の昭和三十七年には一億を突破するという見通しがついてゐるのであるから、わが国の人口問題は、極めて重要であるといわなければならない。

## 二 産兒調節の効果

しからば、この人口の激増は、産兒調節によつて、どの程度まで緩和され得るであらうか。これに關する推測もまた重要である。

そこで、本審議会は、試みに世界各国中、純再生産率の最も低いイギリスおよびスウェーデン(一九三七年)を目標として、この程度の出生制限がわが国に行われるという仮定の下において、これが昭和二十五年から始まるとすれば、人口総数および動態率がどのように推移するかを算定し下表のような結果を得た。

すなわち、このような強度の出生制限によつても、なおかつ、昭和五十年には、わが国の人口は九、五〇〇万台に達し、昭和七十年には一億を超える。昭和三十年についてみれば、前記の自然的

年次	自然増加率	出生率	死亡率	総数 (千人)
昭和25年	5.10	15.41	10.31	82,530
〃 30年	6.25	16.45	10.20	85,161
〃 35年	6.13	17.14	11.01	87,915
〃 40年	5.75	17.57	11.82	90,591
〃 45年	5.24	17.68	12.44	93,110
〃 50年	3.57	16.46	12.89	95,115

に放置した場合より五〇〇万を減ずるのみである。しかも注意すべきは、昭和二十五年からこのような強度の出生制限が一挙に行われるというようなことは、ほとんど不可能のことであるから、實際問題として、産兒調節の方法だけによつて人口問題を解決することは、少くとも、近き将来に關する限り、不可能といわなければならない。

なお、前記の總司令部の推計は、やや実現性のある、しかしながら可能なる限り激烈な産兒制限が日本に起る場合を仮定し、その立場からの計算をも行つてゐるが、それによると、昭和三十年には八、七二五万になるとしてゐる。すなわち、自然にゆだねた場合より僅かに二七五万を減じうる

に過ぎない。

そこで、本問題の解決は、飽くまで通商(移民を含む)および産業の振興による経済再建に重点を置かなければならないことが明らかになるが、しかしながら、そのゆえをもつて、各夫婦が行う産兒調節の効果を無視し、或いはこれを経済的に無意義なるもののように考へてはならない。本審議会は、わが国の経済再建が多くの困難と試練に直面するであろうところの近い将来の危険期が、産兒調節の普及による人口圧力の軽減によつて、相当程度に緩和せられ得ることを信ずるものである。

さらに重大なのは、産兒調節の家庭経済に及ぼす影響とその公衆衛生上にもたらす利益である。すなわち、各家庭は、その計画的な産兒調節によつて家庭に襲いかかる経済的重圧を幾分かでも軽減することが出来るし、また家族間の栄養割當の増加、保健水準の向上、なおまた妻の産褥疾患とこれによる死亡からの解放を期待することが出来る。また、出生間隔の延長が必ず母体の健康向上と乳兒死亡率の低下を来すことは、世界いずれの國の統計も明らかにこれを物語つていて、その公衆衛生上の利益を見逃してはならない。

## 三 人口問題と公衆衛生

最近の公衆衛生の理念は、従来の個人衛生の考え方から転じて、社会大衆の福祉の増進と文化の向上という方向に向いつつあるが、過大人口は、この目的達成に一大支障となるものである。

すなわち、過大人口の問題は、もはや単なる経済上の関心事たるに止まらず、公衆衛生の重要課



題となつて来たのである。そして、その直接の原因は、近代科学の飛躍的發展によつて疾病の豫防ないし治療に卓効を奏する多くの發明発見が次ぎ次ぎになされ、したがつて、死亡率の低下がいよいよ顯著となつて来たことである。恐らく原子力の医学的應用の時代が来るならば、この勢いはさらに強化せられるであろう。しかも、われら人類はこの近代的産物である文化財のもたらす効果を拒むべき何らの理由も無いのみならず、これに対して、一その努力を費すべきことが要請せられる。しかし、ここで問題となるのは、この死亡率の徹底的引下げによつて、結果する過大人口である。すなわち、こゝから再びわれらの生活を脅かす各種の問題がひき起され、疾病の増加、ひいては死亡率上昇の新しい因子が作られて来ることになる。新しい時代の公衆衛生が、もはや単なる死亡率の引下げだけを目標とすることが出来ず、出生率調整の問題を取上げるに至つた理由はここにある。しかも、わが国現下の実情は、最もこの点について反省すべき立場にある。

本審議会が人口調整の必要性について、経済理由と並んで公衆衛生上の理由を挙げたのはこれによるのである。

#### 四 家族計画

次に、上に述べたような動態平衡を実現するという見地から、各家庭が家族計画の思想に基いてその産児を調節することが望ましい。この家族計画に基く産児調節の立場は必ずしも消極的な産児の制限のみを意味しない。したがつて、場合によつては、より多く産むことに對する要求となつ

てあらわれることもあり得る。さらにまた過大人口の無い国においてもこの思想に基く産児調節はあつてよく、また實際あるのであり、全体としての動態平衡が要求される。

しかし、現下のわが国のような情勢においては國家の憂うところはまた家庭の関心事でなければならぬ。事實、それは家庭經濟に對する重圧としてあらわれてくるから、それが自ら産児制限に對する家庭の自發的要望ともなつてくるのは当然であり、また必然でもある。人口増加の抑圧に對する國家的要望が、自主的な家族計画の思想と一致することが必要である。たゞ出生調節は、他から強いられるべき事柄でなく、われ等の与えられた自由の行使という意味で、各自の生活設計の一部として、自主的になさるべきことである。しかも、その方法は、最も弊害の少い「受胎調節」の方法によるべきであり、またその目標は、健康で文化的な生活の実現に置かなければならない。本審議会は、これがわが國に將來ひろく行わるべき産児調節の根本的態度、またその運動の指導理念となることを切望する。婦人解放の問題もこの理念による産児調節の実施によつて現実的な効果と足場を得られるであらう。

#### 五 受胎調節と人工妊娠中絶

産児調節は「受胎調節」の方法によるべきで、他の方法、特に人工妊娠中絶によるべきでない。それにもかかわらず、最近死産率の上昇が著しく昭和十八年の三九・九(出産千に對する)が昭和二十三年には五〇・五に上つており、その中に占める人工妊娠中絶による死産の割合も次第に増加し

つつある。同年一月のこの割合と十二月のこの割合とをくらべてみると、都市では三倍、農村では二倍に達しており、二十四年にはさらに飛躍的增加を示そうとしている。したがつて、母体の生命と健康とに及ぼす障害の程度も少くないであろう。そこで、本審議会は、一部に優生保護法改正による人工妊娠中絶の適用範圍の擴大を求めめる声があるが、その弊害が大きく、また經濟上の失費も多いので、むしろ事前の処置としての受胎調節の普及とその方法をいよいよ完全なものとすることを望む。

#### 六 逆淘汰の防止

受胎調節は国民各階各層に普及することが望ましい。すなわち、社会の一部の階級にのみ流行し他に及ばない時、國民の平均素質の變化は免れないし、場合によつては、日本民族將來の質的低下となる恐れがある。わが國の現状をみると、産児調節の風は都市の一部の階層以外にはまだほとんど及んでいない。これに關する諸方面の調査と報告を綜合し、全國的普及度を像像すると、産児調節をやつてゐる夫婦は(やつたことがあるという程度の者を加えても)二〇%以下であり、他はやつていなければやつたこともないのである。しかも、これらの調査は、都市と農村とに公平に行われたようにみえても、統計技術上、都市的選択をうけやすいから、實際の普及度はさらに低いものと思われる。

ちなみに、一九四三年の「フォーティーン」誌の調査によれば、アメリカ合衆國では都市家族の約六〇%、農村家族の約四〇%が、これを行つてい

る。

しかし、産児調節は都市或いは都市的環境における知能的職業者間では、今日でも或程度普及しており、人口問題研究所の東京都および近郊市町村の実態調査によれば、都市夫婦の二六・四%、町村在住夫婦の二二・四%がこれを実行している。また、公衆衛生院は、職種別調査で官吏二二%、小商工業者約一二%という数字を出している。後者は、また大都市居住者で受胎調節を行っているものだけについて夫の教育程度別に調査しているが、それによると、大学卒業者が約三〇%、専門学校卒業者が二七%、中学卒業者が一九%、小学校卒業者は〇・八%実行していることになっている。これは受胎調節の風がいかなる階層に普及し易いかを物語るものである。本審議会は、このゆえに、受胎調節の普及をはかるためには、政府は関係の機関を動員して、これが合目的指導を徹底的に行うよう希望する。

なお、受胎調節の普及が困難をきわめるのは、これに対する要求のほとんどない人々の間、或いはこれらの人々の群居する地域においてである。特に、遺伝学的意味での好ましくない素質者の多数群居している特殊地域は、同時に性病、アルコール中毒、麻薬中毒等の淫浸する場所となり、また各種の社会悪の温床ともなりやすい。ゆえに、もしこれらの地域に受胎調節運動の手が及ばず、自然に委ねられるならば、いわゆる逆淘汰の出現は必至であり、民族の将来は真に悲しむべきものとなる。本審議会は、この点を特に重視するものである。ゆえに、これが対策として、特殊の人

々、或いは地域を目ざす訓練された保健婦の活動、母親教育の組織化、その他あらゆる手段に訴えて受胎調節に関する知識の供給は勿論のこと、必要な一切の資材の安価ないし無償の入手を可能ならしめるための積極的措置を講ずる必要がある。

なお、こゝにきわめて必要なことは、これら一切の措置に伴う日本民族の量的および質的動向を精確にとらえることであり、特に日本民族永遠の生命をつちかう民族平均素質の動きに対して、あらゆる調査研究機関を動員して格段の注意を拂うことが必要である。

#### 七 重要な留意事項

人口調整がその実を挙げるためには、これに適する社会的文化的条件の同時に存在することがきわめて望ましい。特に次のような条件の存在する時に産児調節は大きな普及性と浸透性を示すことに留意すべきである。

- (イ) 一 国の産業が高度に工業化し、国民の生活水準が向上し、国民大多數の者の文化生活に対する欲望がこれにしたがつてたかまる場合。
- (ロ) 相続制度、所得形態等が子女を多くもつことを不利とする場合。
- (ハ) 社会保障制度の擴充により、老後の生活安定のため、子女をもつ必要がなくなつた場合。

### 優生保護法の制定並びに

#### その施行状況

昭和二年七月一三日公布の「優生保護法」は昭和十五年五月一日公布の國民優生法を戦後の人

口政策的要請にそつて改正したものであつたが、人口妊娠中絶の適用を單に惡質遺伝の防止のためだけでなく、母体保護の見地からできるだけ擴張しようとする趣旨はその後さらに徹底されて昭和四年六月二十四日その一部改正法の公布をみるに到つた。右改正法によりその大要をあげれば以下のとおりである。

この法律の目的は第一条に掲げられており、  
「この法律は優生上の見地から不適當な子孫の出生を防止するとともに母性の生命健康を保護することを目的とする。」

優生手術の定義については旧「國民優生法」と大差ないが、とくに人工妊娠中絶については第二条第二項に左のように定義している。

「この法律で人工妊娠中絶とは胎児が母体外において生命を保持することのできない時期に、人工的に胎児及びその附屬物を母体外に排出することをいう。」

とくに優生手術の適用に「強制」と「任意」の別を明きらかにし、またその対象として旧法どおり専ら遺伝性的心身缺陷者の場合のほか、更に母性保護の見地からする場合をあげている。第三条の掲げる優生手術の該当項目は、左のとおりである。

- 一、本人又は配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの
- 二、本人又は配偶者の四親等以内の血族關係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有